

「外国の重要な公人該当性」欄のご記入にあたって（法人・個人のお客様共通）

以下のいずれかの者に該当するかをご確認いただき、該当しない場合には「該当しません」にチェックをしてください。
該当する場合は「該当します」にチェックをしていただいたうえで、以下のいずれに該当するかを「理由」欄にご記入ください。

1 次に掲げる外国の重要な公的地位にある方

- ①国家元首
- ②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑦中央銀行の役員
- ⑧予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2 過去に上記1のいずれかであった方

3 上記1または上記2に掲げる者の次の範囲の親族（下図をご覧ください。）

- ①配偶者（事実婚に基づくものを含みます。⑤と⑥においても同じ）
- ②父母
- ③子
- ④兄弟姉妹
- ⑤配偶者の父母
- ⑥配偶者の子

外国の重要な公人に該当する親族の範囲

